

CHIRYU

輝くまち みんなの知立

概要版



『輝くまち みんなの知立』

～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～ をめざして



このたび、2015年度から2024年度の10年間の知立市のまちづくりの方向性を示す「第6次知立市総合計画」を改定しました。

改定にあたり、ご協力いただきました市民の皆様、関係各位には心から厚くお礼申し上げます。

知立市においては、2005年に制定した「知立市まちづくり基本条例」において総合計画の策定を義務づけ、まちづくりの基本理念を実現する重要な手段として総合計画を推進してまいりました。

「第6次知立市総合計画」の策定から5年間が経過し、本市を取り巻く環境にも変化がありました。

2015年9月の国連サミットにおいてSDGsが採択され、国際社会共通の目標が定められました。これを受けて国は2016年5月に「SDGs推進本部」を設置し、愛知県は2019年7月に国からSDGsに大きく貢献する可能性を持った地域として「SDGs未来都市」に選定されました。

本市としても、総合計画とSDGsはスケールが異なるものの、同じ方向を向いているものであり、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標達成に向けた取組を進めていきます。

いずれの施策においても大切にしていける基本的な方針は変わらず、「知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及」、「子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上」、「自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり」を掲げ、特にこれからを担う子どもや若者がいきいきと暮らし、活躍できるまちにしていきます。

生活の場としての安らぎと、いきいきと活動している人が生み出すまちのにぎわい。その住みよさを誇れる『輝くまち みんなの知立』をめざし、市民の皆様と一丸となって、市政運営に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも一層の市政へのご理解とご協力、まちづくりへのご参加をよろしくお願いいたします。

知立市長 林 郁夫

CHIRYU

輝くまち みんなの知立

第6次 知立市総合計画 (改定版)

CONTENTS

総合計画のあらまし	1
基本理念と将来像	2
施策大綱	4
基本目標 1	4
基本目標 2	5
基本目標 3	6
基本目標 4	6
基本目標 5	7
基本目標 6	7
市民と行政と関係機関との協働の取組方針	8
知立市のまちづくりの基本的な方針	10



総合計画のあらまし

■ 総合計画改定の目的

本市では、2015 年度から第 6 次知立市総合計画によって、『輝くまち みんなの知立』をめざして、着実にまちづくりを進め、人口も増加しました。

一方でこの間、全国的に少子高齢化や家族規模の縮小化はさらに進行し、市民の価値観が大きく変化するとともに多様化しました。また、経済の低迷期が長く続いている上に、異常気象による災害や米中貿易摩擦が起こり、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

このような中で、本市においては、これまでの地域課題に引き続き対応するとともに、社会経済状況を踏まえた新たな課題に対応した市政運営が求められています。また、本市では「知立市まちづくり基本条例」を推進する中で、市民と行政との協働により地域の課題に対応する、新しいまちづくりをさらに進める必要があります。

そこで、第 6 次知立市総合計画の施策評価や市民アンケート調査結果を踏まえて、市政運営の目標とその達成に向けた施策を明らかにする「第 6 次知立市総合計画」を改定します。

■ 総合計画の性格と役割

総合計画は、次のような性格を持ち、役割を果たします。

総合計画の性格

- 本市の市政運営における最上位に位置づけられる計画
- 本市の中長期的な将来像を見据えて、本市が実施するすべての分野の施策の方向性を定める総合的な計画

総合計画の役割

- 市民、議会、市が、本市の将来像やまちづくりの目標を共有するもの
- 本市の将来像や目標の実現に向けて、市が実施する施策の方向性を定める行政の指針
- 協働のまちづくりに対し、市がどのような分野でどのような役割を担うかについて明らかにする、協働に対する行政の指針

※市民：知立市まちづくり基本条例では、市民を「市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等」と定めています。

■ 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

基本構想

本市が中長期的にめざすまちや市民生活の将来像を描き、まちづくりの目標及び市政運営の方向性を示します。

計画期間は 10 年間（2015 年度から 2024 年度）とします。

基本計画

基本構想で示した将来像や目標の実現に向け、市が取り組む施策の方針や内容を示します。

計画期間は、基本構想と同じ 10 年間（2015 年度から 2024 年度）とし、中間年度において計画の進捗状況を確認します。

実施計画

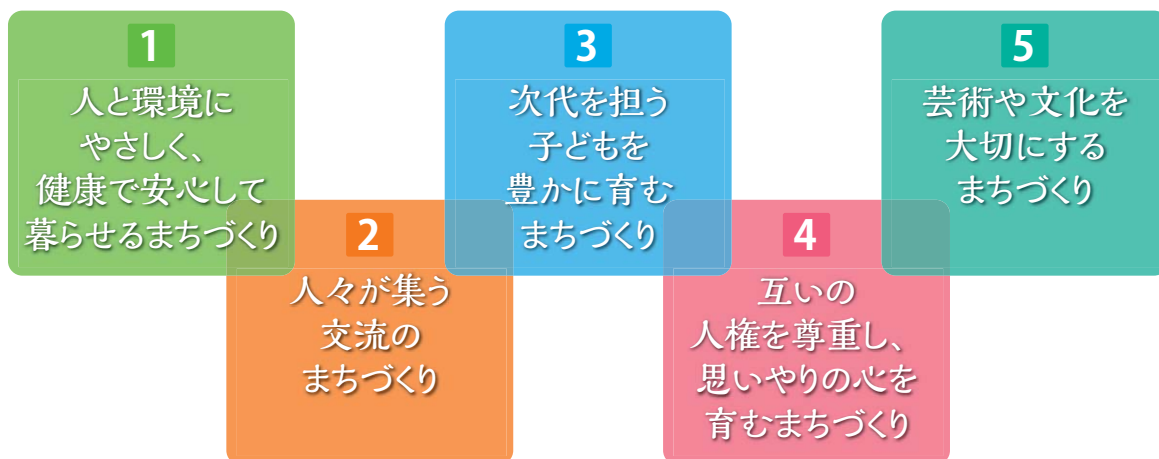
基本計画で示した施策に基づき実施する事務事業について、その内容、事業量、事業費を財政と連動させながら具体的に示します。

計画期間は 3 年間とし、毎年度見直ししながら作成します。（ローリング方式）

基本理念と将来像

■ まちづくりの基本理念

知立市まちづくり基本条例第3条には、まちづくりの基本理念として下の5点を定めています。本計画は、この基本理念に基づきまちづくりを推進するものとします。



■ 将来像

第5次知立市総合計画においては、「輝くまち みんなの知立」という将来像を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

本計画においては、その将来像を引き継ぐとともに、「輝くまち」の具体的なイメージを描き、さらに輝きを増すように市政運営を進めていきます。

『輝くまち みんなの知立』 ～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～

この将来像には、次のような意味を込めています。

『輝くまち』とは…

これまで積み重ねられた歴史を大切にしており、知立市民が「生活の場としての安らぎ」と「産業が栄え、いきいきと活動している人の力が生み出すまちのにぎわい」を実感できる、住みよいまちの事です。

『みんなの知立』とは…

『輝くまち』に愛着を持ち、みんなが知立のことを誇らしく思っている様子とわがまち「知立」のために、主体的にまちづくりに関わる市民の姿をイメージしています。

■ まちづくりの枠組み

計画期間における人口及び土地利用の方針を次のように定め、これに基づき市政運営を進めていきます。

1. 将来人口

本計画においては 2040 年の人口を 76,561 人と推計します。

2. 土地利用

これまでの土地利用を継承しながら、各ゾーンの方針に基づき土地の有効利用を図ることとします。



中心拠点

〈位置づけ〉

商業・業務など交流の拠点としての都市機能が立地し、市民や来訪者の多様な活動を支える、本市の「顔」となる場所を「中心拠点」とします。

- 広域交通ネットワークによる都市のポテンシャルを最大限に活用し、商業や業務機能の充実や、多様な都市機能の立地を図ります。
- 高層住宅も含めた居住環境の整備を進め、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流し、賑わいあふれる空間を創出するとともに魅力ある都市空間・景観づくりを図ります。

住宅ゾーン

〈位置づけ〉

現況の土地利用において大部分が住宅地として利用されており、今後も住宅地としての利用を図っていくべき地区を「住宅ゾーン」とします。

- 低層住宅を中心とする地区、中高層住宅を中心とする地区、住宅が中心であるが生活利便施設の立地も許容する地区に区分し、それぞれの住環境に配慮した土地利用や施設立地を誘導します。

都市的機能整備ゾーン

〈位置づけ〉

中心拠点や商業ゾーンを核として、市街地の一体化等を図る地区を「都市的機能整備ゾーン」とします。

- 回遊性を高める移動空間の整備や都市機能の立地等を図ります。

商業ゾーン

〈位置づけ〉

知立駅周辺の中心拠点と位置づけている地区と、既存の商業機能が集積している地区を「商業ゾーン」とします。

- 交通結節機能の充実や、魅力ある商業・業務機能の誘導や維持を図るとともに、土地の高度利用により、まちなか居住の促進を図ります。

工業ゾーン

〈位置づけ〉

主要な幹線道路や既に工場が集積している地区周辺を「工業ゾーン」とします。

- 本市の地域経済を牽引するよう、今後も工業地としての利用を図るとともに、その一部において、工業用地の拡大を図ります。

産業ゾーン

〈位置づけ〉

広域的道路ネットワークのアクセス性が高い地区を「産業ゾーン」とします。

- 工業を中心に、一団の農地を活用し、新たな産業誘致を図りつつ、沿道等の一部において商業・業務機能の立地を図ります。

農業ゾーン

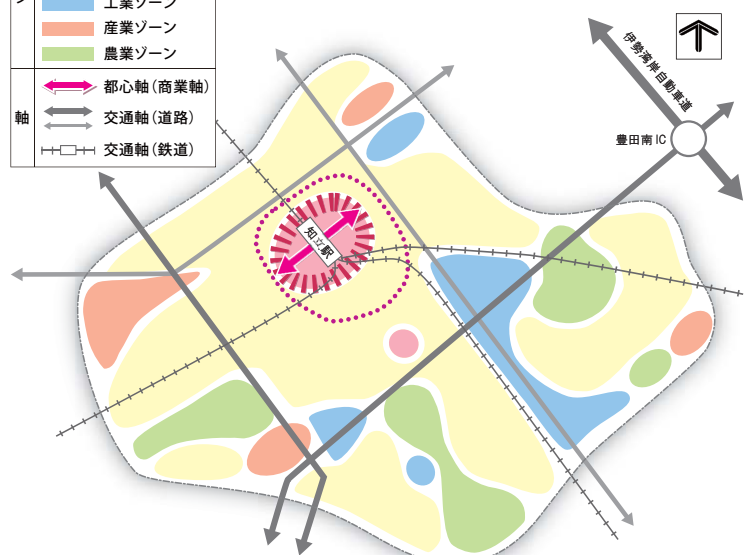
〈位置づけ〉

市街化調整区域の優良農地を「農業ゾーン」とします。

- 都市と調和した緑を保全するため、農地の利用促進と農地の保全・質の向上を図ります。

凡 例	
拠点	中心拠点
ゾーン	住宅ゾーン
	都市的機能整備ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	産業ゾーン
軸	都心軸(商業軸)
	交通軸(道路)
	交通軸(鉄道)

将来都市構造図



施策大綱

知立市まちづくり基本条例に位置づけられるまちづくりの基本理念を、本計画の加えて、5つの基本理念を実現させるための市民及び行政の取組のための仕組み

基本目標

1

人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

防災・防犯・交通安全等の施策やあらゆる緊急事態に備えた対応を進め、市民の安心を高めます。また、きめ細かな福祉施策や保健・医療施策の充実、社会保障の適正な運用により人にやさしく健康で暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境配慮の施策により持続性のある地域づくりを行います。



1-1. 安心して暮らせるまちづくり

1 防災・危機管理

- 1 平時における防災・減災対策の充実
- 2 災害発生時の対応体制の整備
- 3 地域防災力の強化
- 4 危機管理対策の推進

2 地域の安全

- 1 交通安全施設の整備推進
- 2 犯罪や交通事故の起きにくいまちづくり
- 3 市民の防犯・交通安全意識の向上

1-2. 人にやさしいまちづくり

1 地域福祉

- 1 福祉意識の向上の促進
- 2 地域の助け合いの仕組みづくり
- 3 地域における交流の場、居場所づくりの促進
- 4 権利擁護と虐待防止
- 5 ユニバーサルデザインの推進

2 障がい者福祉

- 1 障がい者福祉サービスの充実
- 2 障がい者の自立や社会参加の支援
- 3 ボランティア活動支援の充実
- 4 障がい児支援の充実

3 生活自立支援

- 1 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の周知と適切な運用
- 2 生活自立支援の充実
- 3 自立に向けた支援ネットワークの整備

1-3. 健康で暮らせるまちづくり

1 高齢者福祉・介護

- 1 介護サービスの円滑・適正な運営
- 2 地域包括ケアの推進
- 3 介護予防対策の充実
- 4 認知症高齢者対策の推進
- 5 高齢者の社会参加、生きがいづくり活動の推進

2 健康保険・地域医療

- 1 国民健康保険の安定的な運営
- 2 地域医療体制の構築
- 3 各種医療費助成制度の適切な運用

3 保健・健康づくり

- 1 生活習慣改善の支援
- 2 疾病の発症及び重症化予防対策の充実
- 3 社会で支える健康づくりの推進
- 4 食育の推進
- 5 こころの健康づくりの推進

1-4. 環境にやさしいまちづくり

1 循環型社会・エコライフ

- 1 省エネルギー、省資源の促進
- 2 再生可能エネルギーの活用促進
- 3 ごみ分別収集、減量化の推進
- 4 ごみの再資源化、リサイクルの推進

2 環境保全・公害防止

- 1 自然環境や生態系の保全
- 2 自然と親しむ場や機会の創出
- 3 不法投棄の防止
- 4 公害・環境汚染の防止

基本目標として位置づけ、施策大綱を構成します。
づくりについて、6つ目の新たな基本目標を設定します。



基本目標

2 人々が集う交流のまちづくり

魅力的な住環境を備えることにより住み続けたい・住んでみたいまち、産業や地域資源の充実により訪れたいまちとなることをめざします。そして、住民や来訪者がいつでも集い交流することにより、にぎわいと活力のあるまちづくりをめざします。

2-1. 住みたくなるまちづくり

1 住宅・住宅地

- 1 良質な住宅・住宅地の供給促進
- 2 既存の住宅・住宅地ストックの改善、有効活用
- 3 公的住宅の活用による住宅セーフティネットの確保
- 4 住まいに関する相談体制の充実

2 道路

- 1 幹線道路の整備の推進
- 2 生活道路の整備・改善
- 3 計画的な維持・管理の推進
- 4 歩行空間の確保、道路の修景の推進

3 公園・緑地

- 1 特色ある公園・緑地の整備促進
- 2 公園の安全確保と適正管理の推進
- 3 市街地における緑化の促進

4 上水道・下水道

- 1 安全な水の安定供給
- 2 公共下水道の整備推進、接続の促進
- 3 上・下水道施設の効率的な維持管理の推進
- 4 上・下水道事業の健全経営の推進

2-2. 訪れたくなるまちづくり

1 知立駅周辺整備

- 1 基盤整備、連続立体交差の推進
- 2 交通結節点としての利便性の向上
- 3 土地の有効活用と都市機能集積の促進
- 4 市民が活動できる場や仕組みの創出

2 公共交通

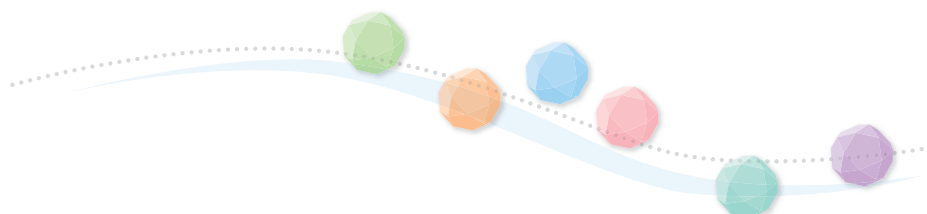
- 1 ミニバスの利便性向上と利用促進
- 2 三河知立駅の移設に伴う駅へのアクセス利便性の向上
- 3 地域公共交通の連携強化
- 4 乗換利便性の向上

3 シティプロモーション・観光

- 1 シティプロモーションの推進
- 2 地域資源を活用した観光の推進
- 3 観光を支える人づくりの促進
- 4 観光情報の効果的な発信

4 産業振興・雇用対策

- 1 企業誘致の推進
- 2 商工業の活性化
- 3 農業の活性化
- 4 創業支援の充実
- 5 雇用拡大の促進、就業支援



次代を担う子どもを 豊かに育むまちづくり

本市を将来にわたり輝くまちにするため、出産期、乳児期、幼児期、学童期、青少年期を通じ、健康、子育て、教育などに対し、家庭・地域・学校と連携しながら、子どもに関する施策を総合的に取り組みます。



1 子どもの健康づくり

- 1 子どもの健やかな発達の促進
- 2 妊娠期や出産に向けた支援の充実

2 子ども・子育て支援

- 1 保育・幼児教育の充実
- 2 子育て支援サービスの充実
- 3 児童の健全育成の充実
- 4 きめ細かな支援が必要な家庭や子どもへの支援の充実
- 5 地域や家庭の子育て力の向上

3 子どもの学び環境・ 学校教育

- 1 児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導の充実
- 2 教育内容の充実と特色ある教育の推進
- 3 子どもや保護者、地域から信頼される安心安全な学校づくり
- 4 放課後対策の充実
- 5 家庭・地域と連携して学力を向上させる教育の推進

互いの人権を尊重し、 思いやりの心を育むまちづくり

国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などの違いを認め合いながら、お互いを尊重し、すべての人が不安なく生活し、活躍できる地域をつくるため、人権に関わる幅広い問題について理解を深め、誰もが思いやりと優しさを感じる知立づくりのための施策に取り組みます。



1 多文化共生

- 1 国籍に関わらず暮らしやすい環境づくり
- 2 多文化共生の意識づくり
- 3 外国人市民の社会参画の促進
- 4 国際交流の推進

2 男女共同参画

- 1 多様な場面における男女共同参画意識の教育・啓発
- 2 職場・地域における男女共同参画の促進
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 女性の社会参画の促進
- 5 相談体制の充実

3 人権

- 1 多様な場面における人権教育・啓発の推進
- 2 人権教育に携わる人材教育
- 3 相談・支援体制の充実

芸術や文化を大切にするまちづくり

すべての市民が生涯にわたり学ぶことができ、自分の生活を豊かにするとともに、学びの成果を発揮して地域に貢献できる機会を整えるため、生涯学習、スポーツ、芸術、文化、歴史の分野において、市民の学びの観点から充実させる施策に取り組めます。



1 生涯学習

- 1 生涯学習に参加しやすい機会づくり
- 2 生涯学習の担い手育成の促進
- 3 生涯学習とまちづくりの連携の推進
- 4 公民館活動の活性化

2 スポーツ

- 1 地域スポーツ活動の推進
- 2 生涯スポーツの推進
- 3 スポーツに取り組む機会や場所の充実

3 芸術・文化

- 1 文化会館における芸術・文化に親しむ機会の充実
- 2 市民による文化・芸術活動の促進
- 3 彫刻のあるまちづくりの推進
- 4 図書館活動の活性化

4 歴史・文化財

- 1 歴史資産・文化財の保全・活用
- 2 まつり・伝統行事の保全・活用
- 3 市史編さんの推進

知立が輝くための仕組みづくり

基本目標1から5に取り組むため、市民協働、市民参画、地域コミュニティなど市民主体による取組を促進するための仕組みづくりとともに、行政運営、財政運営、広報・情報化、広域行政など、効率的な市役所づくりのための施策に取り組めます。



6-1. 市民が取り組む仕組みづくり

1 市民協働

- 1 協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信
- 2 市民活動の活性化支援
- 3 協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり
- 4 まちづくり委員会の活性化支援

2 市民参画

- 1 計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大
- 2 市民からの広聴の充実
- 3 市民参画・広聴の活用

3 地域コミュニティ

- 1 地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり
- 2 地域コミュニティ活動の活性化支援
- 3 地域コミュニティのリーダーの育成
- 4 地域活動施設の整備・管理の支援

6-2. 地域経営力のある行政づくり

1 行政運営

- 1 行政マネジメントの強化、組織・機構の適正化
- 2 人事管理の適正化、職員的能力開発の推進
- 3 広域行政・広域連携の推進

2 財政運営

- 1 歳入確保の推進
- 2 適切な予算配分、財政運営の効率化
- 3 公共施設配置等の適正化
- 4 受益者負担の適正化の推進

3 広報・情報化

- 1 広報誌やホームページの充実・改善
- 2 電子化による行政運営の効率化
- 3 ICT(情報通信技術)による地域活性化

市民と行政と関係機関との協働の取組方針

基本目標 1

人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 安心して暮らせるまちづくり

- ▼自主防災会活動や消防団、自主防犯活動や子ども110番の家、青パトや通学路立ち番等の交通安全活動等について活動の充実・継続を図り、地域の安全性向上をめざします。
- ▼大規模災害の発生時における市・消防・警察・学校・地域・事業所等の役割を共有するとともに、それぞれの場面での協働・連携の想定や事前の訓練実施等により、地域の防災力向上をめざします。

第2節 人にやさしいまちづくり

- ▼社会福祉協議会と市民活動グループ、NPO、ボランティア、事業所、学校などの様々な主体の連携・補完体制の構築により、公的なサービス（公助）で対応できない内容について、地域における支え合い（共助）を拡大し、地域福祉の支え合いの力の強化をめざします。

第3節 健康で暮らせるまちづくり

- ▼学校・地域・企業において工夫して実施している健康づくり活動を、それぞれが主体的に推進します。
- ▼高齢者の見守りとともに、健康づくり、介護予防、認知症高齢者見守り、介護家族支援などにおいて、行政と介護サービス事業者、医療機関、地域コミュニティ、学校、企業等の活動との連携の充実をめざします。

第4節 環境にやさしいまちづくり

- ▼家庭・地域・学校・事業所等によるごみ減量、省エネルギー、美化活動等について、それぞれの責任において努力するとともに、取組の持続性を高めるため、本市の環境状況の周知、優良な取組に対する支援や事例情報の共有を行い、本市の環境の保全・向上をめざします。



基本目標 2

人々が集う交流のまちづくり

第1節 住みたくなるまちづくり

- ▼道路・公園等の公共施設については、愛護会等による活動を促進し、地域の実情にあわせた道路や公園の使い方を行政と地域が協働で考えて、協働による管理体制の構築をめざします。
- ▼良質な住宅・住宅地づくりのため、行政・住宅関係事業者・市民の協働により、街並みづくり等のルールの検討・制定をめざします。

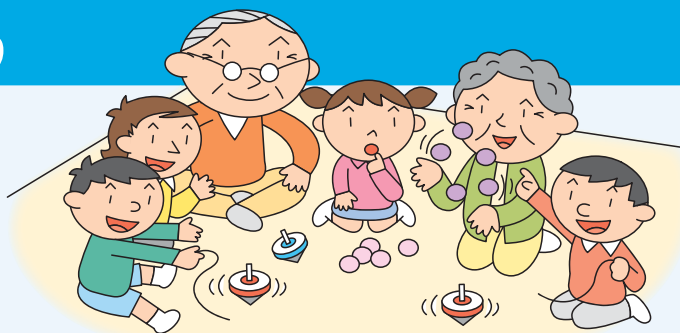


第2節 訪れたくなるまちづくり

- ▼知立駅周辺整備については、市民や地域等による利用や活動に関する提案の反映に努めるとともに、協働による施設管理等の検討を行い、市民にとってより魅力的な空間とすることをめざします。
- ▼地域の活力向上や市民生活の向上に資する公益性のある部分に対し、積極的な支援・協働を図ることにより、農業・商工業・観光・交通等の事業者の取組や市民活動の活発化をめざします。

次代を担う子どもを 豊かに育むまちづくり

- ▼家庭・地域・学校等の関係者と行政が連携し、支援が必要な子どもに関する情報を共有できる機会や場の構築をめざします。
- ▼子育てや学習支援等に関して、地域や市民活動団体と行政が連携し、子どもや家庭に対して最適かつめ細かな対応を取ることができる環境整備をめざします。



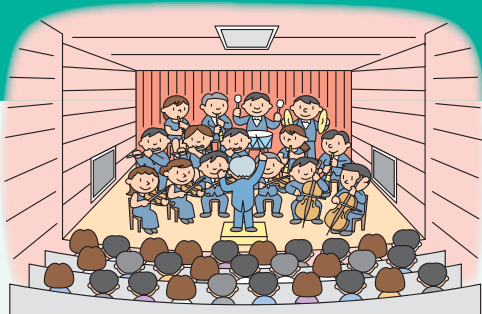
互いの人権を尊重し、 思いやりの心を育むまちづくり

- ▼行政による市民・地域・事業所等との協働の働きかけにより、多文化共生・男女共同参画・人権に関する社会や地域の仕組みの改善と、一人ひとりの意識の向上をめざします。
- ▼多文化共生・男女共同参画・人権に関して市民や地域が企画・実践する取組を行政が支援するとともに、行政による理解・啓発活動との連携をめざします。



芸術や文化を 大切にするまちづくり

- ▼市民や地域が主体となるイベント等の各種活動の積極的な企画・運営等を進めるとともに、生涯学習、スポーツ、芸術・文化、歴史に関する活動に対し、活動場所の提供や技術助言等の各種支援による活動の活発化をめざします。



知立が輝くための仕組みづくり

第1節 市民が取り組む仕組みづくり

- ▼多様化する市民活動・地域活動を積極的に応援できる体制の充実をめざします。
- ▼市民の様々な主体と行政が協働の考え方を共有し、地域の課題を解決するための協働を実践に結びつけるための仕組みの構築をめざします。
- ▼知立市まちづくり基本条例に基づき設置されているまちづくり委員会においては、市民と行政による協働事業の研究を行うとともに、市民の主体的活動に対する行政支援をめざします。

第2節 地域経営力のある行政づくり

- ▼「新しい公共」の概念にもとづき、市民団体やNPOが持つ専門性・機動性を活かすべき分野において、積極的な役割の委任をめざします。
- ▼ソーシャルメディア等による市民の情報発信と行政の情報発信の連携により、地域情報発信の充実をめざします。



知立市のまちづくりの基本的な方針

『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～をめざして取り組む際に大切に基本方針として以下の3つを設定します。

その結果として、特に、これからを担う子どもや若者がいきいきと暮らし、活躍できる知立としていきます。



1 知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及

知立駅周辺整備の事業の効果を知立駅周辺地区に留まらず、本市の地域経済や産業全体の活性化への貢献、本市全域の利便性や居住環境の向上に波及させるために、本市のすべての分野の施策や市民の取組との連携を図ります。

特に、知立駅周辺整備の完成時には、若い世代が知立の担い手となることから、子どもや若者が活躍できる場づくりの契機として、知立駅周辺整備を位置づけます。

2

子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上

本市は若い世代の住民が多いとともに、知立駅周辺整備や宅地開発を機会とした若い世代の転入が期待されます。そのため、引き続き、あらゆる分野において、子どもや子育て世代を意識した行政サービスの充実を進めるとともに、地域全体で子どもや子育て世代が暮らしやすいまちをつくります。



3

自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり

市民も企業も教育機関も地域も行政も本市の担い手です。これまでも「知立市まちづくり基本条例」に基づき市民、議会と行政との協働のまちづくりを進めてきましたが、今後もあらゆる分野や場面において、「自助・共助・公助」を意識しながら施策に取り組んでいきます。特に協働の場面において、知立の重要な担い手として、子どもや若者の参加を促します。



まちづくりの基本的な方針をふまえてすべての分野の施策に取り組み、その結果として、市民の定住意向がさらに高まることをめざします。

本市に住み続けたいと思う人の割合 (各年度市民意識調査より)	2007年度(実績値)	2013年度(実績値)	2018年度(実績値)	2024年度(目標)
	59.5%	67.1%	68.4%	↑

第6次 知立市総合計画(改定版) 概要版

発行 ● 知立市 発行年月 ● 2020(令和2)年4月 編集 ● 企画部企画政策課

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地

電話 ● (0566) 83-1111(代表)

ホームページ ● <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>